

質 疑 回 答 書

令和8年9月16日

吹田市水道部

工事名又は業務名 垂水町2丁目配水管 φ150mm布設替工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
1	設計書	本工事の単価適用年月日をお教え下さい。	共通代価(全国簡易水道協議会水道実務必携)については、資材単価が「令和8年4月」、処分費が「令和7年度下半期及び令和8年度」、労務単価が「令和8年3月」単価を適用しております。
2	設計書	本工事の単価適用年月日に関して、当部共通代価の使用単価年月日、及び当該共通代価以外の使用単価年月日をご教示ください。また、それ以外の使用年月日がある場合は「どれどれについては令和〇年〇月」という形でご教示ください。	また、共通代価以外については、資材単価が「令和8年7月」、土木工事市場単価及び標準単価が「令和8年7月」、資材調査単価が「令和8年度」単価を適用しております。
3	設計書	歩掛・経費年度は「令和7年度」、歩掛・経費区分は「一般土木(国交省)」、損料年度は「令和7年度」と理解してよろしいでしょうか。	歩掛・経費年度は「令和8年度」、歩掛・経費区分は「上水道」、工種区分は「開削工事及び小口径推進工事等」、損料年度は「令和7年度」を適用しております。
4	設計書	経費年度は「令和8年度」、経費区分は「上水道」、工種区分は「開削工事及び小口径推進工事等」と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	
5	設計書	建設機械等損料表は「令和7年度」使用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	
6	設計書	本工事の「交通誘導警備員」は、全て交替要員無しと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	設計書	施工地域・工事場所による補正は、「一般交通影響有り(2)」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	設計書	現場環境改善費の計上の有無をお教え下さい。	現場環境改善費については、計上していません。
9	設計書	週休2日補正の有無をお教え下さい。	週休2日補正については、計上していません。
10	設計書	発生土処分工における発生土処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	吹田市中心地点からの運搬距離を適用しております。
11	設計書	廃路盤材処分工における廃路盤材(RC30・RM25)処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	
12	設計書	残塊処分工における残塊(アスファルト)処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	
13	設計書	本工事の残土処分、廃路盤材処分、AS塊、CO塊処分の運搬距離は、現場と吹田市中心地点のどちらからを採用されていますか。ご教示下さい。	
14	設計書	運搬費における路面切削機は、片道運搬で積算されているのでしょうか。	お見込みのとおりです。

質 疑 回 答 書

令和8年9月16日

吹田市水道部

工事名又は業務名 垂水町2丁目配水管 φ150mm布設替工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
15	設計書	歩掛年度は施工パッケージの構成比によると、「令和7年度」です。今回工事の歩掛は水道施設整備費積算基準(水道事業実務必携)は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和8年度を適用しております。
16	設計書	歩掛年度は施工パッケージの構成比によると、「令和7年度」です。今回工事の歩掛は施工パッケージ以外の土木工事標準積算基準書は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和7年度を適用しております。
17	設計書	歩掛年度は施工パッケージの構成比によると、「令和7年度」です。今回工事の歩掛は下水道用設計標準歩掛表は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和7年度を適用しております。
18	設計書	本工事のAS塊、CO塊処分は、大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物等受入価格(下半期R08. 2. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。その採用となれば、t当りの単価が公表されています。その場合は比重換算によって単価を求められているのでしょうか。またその比重はいくらで換算されているのでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。 また、比重についてはAs2.35t/m ³ 、Co2.35t/m ³ で換算しております。
19	設計書	本工事の廃路盤材処分は、大阪府都市整備部令和8年度建設廃棄物(廃路盤材)受入価格(R8. 4. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
20	設計書	本工事の残土処分は、大阪府都市整備部令和7年度建設発生土受入価格(下半期R08. 2. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	見積価格を適用しております。
21	設計書	「令和8年度水道施設整備費に係る歩掛表の一部改定について(通知)」(令和8年6月25日付け国水水第83号)では、『「令和8年度水道施設整備費に係る歩掛表について(通知)」(令和8年3月2日付け国水水第410号)より、配管工から特殊作業員に変更した箇所のうち、特殊作業員の公共工事設計労務単価(以下、「労務単価」という)が、同じ都道府県の配管工の労務単価(令和8年3月を下回る箇所は、配管工の労務単価(令和8年3)と同額となるよう特殊作業員の労務単価に加算するものとする。』とありますが、加算されていますか。ご教示下さい。	加算しておりません。
22	設計書	「令和8年度水道施設整備費に係る歩掛表の一部改定について(通知)」(令和8年6月25日付け国水水第83号)により、特殊作業員の労務単価が加算されている場合、「令和5年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表(令和5年3月31日)」よる『配管工の労務単価は、当面の間、「公共工事設計労務単価」に4%の範囲内で加算した額を使用する。』の『配管工の労務単価(令和8年3月)』となるのでしょうか。それとも4%の範囲内で加算しない『配管工の労務単価(令和8年3月)』となるのでしょうか。ご教示下さい。	
23	設計書	第77号表「常温塗布式舗装 2層仕上げ」は、図面では詳細が確認できません。採用工法(メーカー名等)をご教示下さい。それが出来ない場合は詳細構成図をお示し下さい。	特記仕様書2の「常温塗布式舗装工」に記載のとおりです。